



株式会社ブロッコリー

2022 年 5 月 27 日 改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ブロッコリーと称し、英文では BROCCOLI Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の面像を付けたもの）の企画・制作
2. デザインの企画及び利用権、複製権の設定
3. キャラクター商品（文具、日用雑貨、装身具等）の製造、販売
4. デジタルコンテンツ・インターネットコンテンツの企画・制作
5. 遊戯場の運営
6. 遊戯場で提供する景品の企画、製造、販売
7. 遊戯機の製造、販売
8. 飲食店の経営
9. 広告代理店の経営
10. 経営コンサルタント業
11. 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務
12. 古物商の経営
13. 音楽ソフトの企画及び制作
14. 音楽著作物の著作権管理
15. 作曲家・編曲家のマネージメント
16. 演奏家のスケジュール管理
17. 演奏会等の音楽関連イベントの受託運営
18. 楽譜の出版
19. 物流業
20. 酒類販売業
21. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都練馬区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(取締役会の決議に基づく自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める権利を請求する権利

(基準日)

第10条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を

有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 5 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある時に随時招集する。

(招集地)

第 14 条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載する

ことを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 20 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(取締役の選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 第 1 項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 33 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 34 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第39条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産

上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

- 第44条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の員数)

- 第45条 当社の会計監査人は1名とする。

(会計監査人の選任方法)

- 第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

- 第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第49条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含

む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度及び決算期)

- 第50条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、毎年2月末日を決算期とする。

(剰余金の配当)

- 第51条 当社の剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

- 第52条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

- 第53条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

- 第1条 現行定款第16条の規定の削除及び変更定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を開催する株主総

会については、現行定款第16条はなお効力を有するものとする。

- 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。